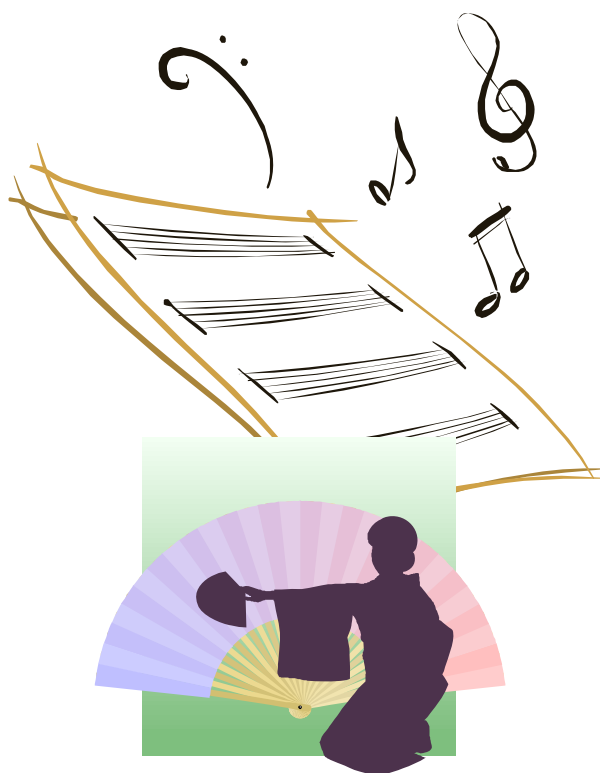


平成25年度 当別町文化協会定期総会

日時 平成25年5月22日(水)
午後6時30分
会場 西当別コミュニティセンター
大会議室



当別町文化協会

平成25年度定期総会次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 来賓祝辞
4. 議長選出
5. 議 事
 - 報告第1号 平成24年度事業報告
 - 報告第2号 平成24年度収支決算報告
 - 報告第3号 平成24年度会計監査報告

 - 議案第1号 平成25年度事業計画(案)
 - 議案第2号 平成25年度収支予算(案)
 - 議案第3号 役員改選について
6. 議長退任
7. そ の 他
8. 閉 会

報告第1号 平成24年度事業報告

月 日	事 業 名	会 場	備 考
5/15	石狩管内文化団体協議会定期総会	札幌市	会長・副会長出席
5/21	役員・理事会	白樺コミセン	役員・理事 11名
5/25	当別町文化協会定期総会	白樺コミセン	役員・理事 各団体代表39名
6/20	三役会議	西当別コミセン	石狩管内表彰につい て、管内文芸大会等 役員3名
7/22	第39回石狩管内郷土芸術祭 「文芸交流大会」	石狩市	会長 当別短歌会参加
8/9	石狩管内文化団体協議会理事会	千歳市 市民ギャラリー	会長・副会長出席
9/12 9/13	当別町文化祭第1回実行委員会	西当別コミセン 白樺コミセン	役員・理事 参加団体代表
9/13～17	第23回全道シルバー作品展	かでの2. 7	工芸 3点出品 短詩型の部 6点出品 道社会福祉協議会会長 賞受賞(山田幸子氏)
10/12	当別町文化祭第2回実行委員会	白樺コミセン	役員・理事 参加団体代表
11/10 ～11	第39回石狩管内郷土芸術祭 「展示部門」作品展出品	石狩市	作品22点出品

11/2 ～ 11/4	第63回当別町文化祭 11月2日、3日、4日 ◇総合展示:当別町総合体育館アリーナ、エントランスホール 出展者 27団体(277人 ※8個人含む) 出展数 760点 入場者数 824人 ◇舞台発表:白樺コミュニティーセンター多目的ホール 出演団体 19団体(249人) 入場者数 1,429人 ◇音楽コンサート:当別赤れんが6号「ふれあい倉庫」カルチャーホール 出演団体 4団体(62人) 入場者数 44人 ※文化祭総入場者数 2,297人(昨年 3,171人)		
	11/13	第63回当別町文化祭反省会	田西会館
12/9	第39回石狩管内郷土芸術祭 「舞台部門」 石狩管内文化団体協議会「文化奨励賞」受賞式	新篠津村	出演:さくら琴の会、レディースハーモニー 受賞:福田勝氏
2/20	役員会	西当別コミセン	役員6名
2/23	当別町教育功績賞(芸術文化功績賞)授賞式	ゆとろ	会長 受賞者2名 (福田勝氏、山田幸子氏)

後 援

10/13	第9回当別ふくろう音楽祭	当別中学校体育館
12/16	レディースハーモニー全国大会出場演奏会 第18回「ふれあいの夕べ」	ふれあい倉庫

【当別町文化協会受嘱役職】

- 社会教育委員
- 文化財調査審議会委員
- 西当別中学校評議員
- 当別町学校支援地域本部運営委員
- 当別町町民活動支援システム運営協議会委員

【受賞】

- 第23回全道シルバー作品展 道社会福祉協議会会長賞 山田幸子氏
- 平成24年度石狩管内文化団体協議会文化奨励賞 福田勝氏
- 平成24年度当別町教育功績賞(芸術文化功績賞) 福田勝氏、山田幸子氏

報告第2号 平成24年度収支決算報告

(収入)

(単位:円)

項目	予算額	決算額	増減	備考
繰越金	9,895	9,895	0	23年度繰越金
補助金	163,000	163,000	0	町補助金163000円
負担金	114,000	104,400	△9,600	加盟団体負担金 (45団体20名) 1200円団体割+(70円×人数 [人数割])
雑収入	105	11	△94	預金利息
計	287,000	277,306	△9,694	

(支出)

(単位:円)

項目	予算額	決算額	増減	備考
会議費	2,000	2,000	0	当別館頭取守る会総会
事業費	200,000	198,693	△1,307	当別町文化祭、管内郷土芸術祭舞台部門
文化振興費	12,000	5,000	△7,000	石狩管内文芸交流大会
事務局費	48,000	31,807	△16,193	消耗品、郵便等
負担金	5,000	2,000	△3,000	会議等負担金
上部団体会費	10,000	10,105	105	石狩管内文化団体協議会負担金
予備費	10,000	12,820	2,820	千歳市文化協会30周年祝賀会
計	287,000	262,425	△24,575	

収入額 277,306円 - 支出額 262,425円 = 14,881円(次年度へ繰越)

報告第3号 平成24年度会計監査報告

平成24年度会計に係る関係帳簿及び書類等を総合的に審査した結果、適正に処理されていることを報告いたします。

記

1. 監査の対象 平成24年度会計
2. 監査書類 現金出納帳・預金通帳・証拠書類
3. 監査年月日 平成25年5月8日

平成25年5月22日

当別町文化協会

監事 荒谷 雅子

⑩

議案第1号 平成25年度事業計画(案)

◎活動目標

個々の団体の持つ特性を生かし、多くの町民が質の高い芸術文化に触れる機会を広げることにより、当別町の芸術文化活動の振興と促進を目指す。
また、文化活動をととして文化の香る美しい町を目指す。

◎活動の重点

- (1)文化団体相互の連携と交流を図る。
- (2)文化団体の活動の活発化と育成を図る。
- (3)文化祭をはじめ石狩管内郷土芸術祭「舞台部門」等文化行事開催をととして町民が文化に親しむ活動を展開する。

◎事業

月 日	事 業 名
5月22日(水)	平成25年度 当別町文化協会定期総会 (西当別コミセン)
7月6日(土)	第40回石狩管内郷土芸術祭(文芸部門) 新篠津村(自治センター)
10月17日(木) ～ 10月21日(月)	第24回全道シルバー作品展 札幌市 (かでの2・7)
11月2日(土) ～ 11月4日(月)	第64回当別町文化祭 菊花展、生け花展(ふれあい倉庫) 総合展示、舞台発表、音楽コンサート(西当別コミセン)
11月9日(土) ～ 11月10日(日)	第40回石狩管内郷土芸術祭(展示部門) Bブロック 当別町(西当別コミセン) (石狩市、江別市、当別町、新篠津村からの出展)
11月17日(日)	第40回石狩管内郷土芸術祭(舞台部門) 石狩市(花川北コミセン)
随 時	役員会 理事会 作品展示会 舞台発表

議案第2号 平成25年度収支予算(案)

(収 入)

(単位:円)

項目	本年度予算額	前年度決算額	増減	備考
繰越金	14,881	9,895	4,986	平成24年度繰越金
補助金	198,000	163,000	35,000	町補助金63,000円 石狩管内文化団体協議会35,000円
負担金	102,920	104,400	△1,480	加盟団体負担金 1200円(団体精利)+(70円×人数) [人数割]
雑収入	199	11	188	預金利息
計	316,000	277,306	38,694	

(支 出)

(単位:円)

項目	本年度予算額	前年度決算額	増減	備考
会費	2,000	2,000	0	団体会費
事業費	235,000	198,693	36,307	文化祭、管内郷土芸術祭展示部門
文化振興費	10,000	5,000	5,000	管内郷土芸術祭参加費
事務局費	40,000	31,807	8,193	消耗品、旅費、切手、振込手数料等
負担金	5,000	2,000	3,000	会費等負担金
上部団体会費	11,000	10,105	895	石文協負担金
予備費	13,000	12,820	180	
計	316,000	262,425	53,575	

議案第3号 役員改選について

役 職	新	旧	備 考
会 長	中野政幸	中野政幸	
副 会 長	曾川昭治	曾川昭治	
	松田茂利	石田弥生	
理 事 長	吉竹義夫	松田茂利	
会 計	村上スミ子	村上スミ子	
監 事	荒谷雅子	荒谷雅子	
	岡田 進		

当別町文化協会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、当別町文化協会と称する。

第2条 本会の事務局は会長宅に置き、当別町総合体育館を窓口とする。

(目的)

第3条 本会は、当別町の文化活動を活発化し、文化団体の組織化を図り、文化活動の振興と促進をはかるとともに明るく豊かな生活に寄与する。

(組織)

第4条 本会の構成は、本会の趣旨に賛同する町内の文化団体によって組織する。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と相互の連絡協調。
- (2) 町民の文化振興の方策を調査研究すること。
- (3) 加盟団体の開催する事業の援助。
- (4) 全町的文化事業の開催。
- (5) 全道及び石狩管内事業に、町を代表する団体及び会員並びに役員を派遣する。
- (6) 文化活動の普及奨励、施設設置の計画を具申する。
- (7) 機関誌の発行に関する事。
- (8) その他本会の目的達成に必要なこと。

(機関)

第6条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会

(総会)

第7条 総会は本会の最高決議機関である。

- 2 総会は役員及び各団体の代表者及び理事を持って構成する。
- 3 総会は年1回、会長が招集する。但し、理事会又は役員会が必要と認めるときは、臨時総会を開かなければならない。
- 4 総会はその構成者の3分の1の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数で決する。
- 5 総会で次の事項を審議する。
 - (1) 事業に関する事。
 - (2) 予算・決算に関する事。
 - (3) 会則に関する事。
 - (4) 役員に関する事。
 - (5) その他会長が必要と認めた重要な事項。

(理事会)

第8条 理事会は総会に次ぐ決議機関である。

- 2 理事会は、役員及び専門部理事をもって構成する。
- 3 理事会は必要に応じて会長が招集する。
- 4 理事会は次の事項について審議する。
 - (1) 本会の目的達成のための立案に関する事。
 - (2) 各文化行事の企画・実施に関する事。
 - (3) その他、理事会として必要な事項に関する事。

(役員会)

第9条 役員会は総会及び理事会の決議事項の執行並びに緊急事項の処理を行う。

- 2 役員会は役員をもって構成する。
- 3 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 理事長1名
- (4) 会計1名
- (5) 監事2名

(役員を選出)

第11条 役員は理事会において推薦し、総会に諮って承認を得るものとする。

(役員の仕事)

第12条 会長は会務を統括し本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行するとともに、会長の命により各部門の運営促進をそれぞれ分担する。
- 3 理事長は事務を統括・執行する。
- 4 会計は、出納決算及び会の経理を担当する。
- 5 監事は会務及び会計経理を監査する。

(役員の仕事)

第13条 役員の仕事は2年とするが、再任は妨げない。

(専門部)

第14条 本会に次の専門部を置き、所属する団体から互選もしくは推薦された代表者を専門部理事とし、その専門部を統括するものとする。

舞台部門

- (1) 洋楽洋舞部 洋楽及び洋舞に関する団体をもって構成する。
- (2) 邦楽邦舞部 邦楽及び邦舞に関する団体をもって構成する。
- (3) 郷土芸能部 郷土芸能に関する団体をもって構成する。

展示部門

- (4) 茶華道部 お茶・お花に関する団体をもって構成する。
- (5) 書道絵画部 書道・絵画に関する団体をもって構成する。
- (6) 菊花盆栽部 菊花・盆栽に関する団体をもって構成する。
- (7) 生活文化部 生活文化に関する団体を持って構成する。
- (8) 文芸部 文芸に関する団体をもって構成する。

- 2 専門部の会議は、専門部理事で構成する。
- 3 専門部の会議には担当の副会長が出席して進行をする。
- 4 舞台部門・展示部門の会議は必要に応じて担当副会長が招集する。

(入会及び退会)

第15条 本会の入会及び退会については、理事会の承認を必要とする。

- 2 本会に入会しようとする団体は、入会申請書(様式は別に定める)を、退会しようとする団体は、退会届(様式は別に定める)を事務局へ提出しなければならない。
- 3 1年以上会費の納入がない場合は退会と見なす。

(会計)

第16条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 負担金
- (2) 補助金
- (3) 寄付金
- (4) 雑収入

第17条 加盟団体は毎年定める負担金を納付する。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

昭和44年10月7日より施行する。

昭和52年4月21日より施行する。(一部改正)

平成10年6月29日より施行する。(一部改正)

平成14年6月10日より施行する。(一部改正)

平成15年5月21日より施行する。(全面改正)

平成19年4月10日より施行する。(一部改正)

平成20年5月20日より施行する。(一部改正)

平成21年5月19日より施行する。(一部改正)